

2020年度事業計画

(2020年1月1日～12月31日)

ねずみ・害虫などの有害生物の被害に悩まされている都民の生活環境から有害生物を防除するとともに必要な防疫活動を行って、衛生的で快適な生活環境を保持増進させることにより都民の健康と福祉の向上に寄与することを目的として、次の事業を行う。

I 公益目的事業

1 ねずみ・害虫などの有害生物の防除及び防疫に関する調査研究事業

有害生物の生態、被害状況、防除法等全般について、都レベルの調査研究を行う。調査研究は、協会の調査研究グループ技術委員会が現場調査、有害生物関係の学会の発表、会員の研究成果等の資料の収集・分析、アンケート調査等を行うことにより進める。その成果については、都内の防除防疫業者、都民、保健所、区市町村、その他関係者に情報提供し活用を図る。

(1) 緊急に対応が求められる衛生害虫等の情報収集と調査研究

ヒトスジシマカ等の感染症を媒介する衛生害虫及びヒアリ、アカカミアリ、アルゼンチンアリ、ツマアカスズメバチ、セアカゴケグモ等の海外および発生地域から移入した有害生物等に関する情報を積極的に収集するとともに防除法等を調査研究して適切な防除対策等を都民に周知する。

(2) ホームページ「害虫相談コーナー」の充実及び活用

都民からの害虫相談に役立つように、ねずみ、ハチ、ハクビシン等21種の害虫獣ごとに、その被害、侵入口、営巣場所、防除法等について調査研究してホームページに掲載している。2020年度も引き続き、これらの害虫害獣全体を通して統一のとれた記述項目・記述内容となるように編集する。併せて新しい記述項目及び現在都民が関心を持っている害虫獣についても取り上げる。最新の情報が掲載されている見やすく効果的なホームページに衣替えする。

また、「害虫相談コーナー」を積極的に活用するよう、会員及び都民に呼びかける。

(3) 2020東京オリンピックに向けた有害生物対策

オリンピック開催期間中の有害生物による感染症の発生や不快害虫の発生に備え、作成したオリンピック競技施設及び宿泊施設周辺において発生が考えられる有害生物の害種のハザードマップおよびリスクアセスメントを東京都オリンピック委員会に提案し、有害生物による危害の防止を図る。

(4) 感染症対策実施計画書の拡充

「感染症予防衛生隊実施計画」に定めてある連絡体制、研修、資機材、薬品等について、現実に運用しながら、実施計画内容についての問題点、不足部分、安全面、効率性等の視点から逐次見直しを進める。その内容をホームページの会員のページに掲載する。

(5) 「感染症対応マニュアルの改訂」

感染症消毒、感染症媒介性蚊対策、高病原性鳥インフル対応、災害時対応等をまとめ、「感染症対応マニュアル」として、2015年に作成した。実務的な索引の機能がより一層果たせるように作業方法・薬剤・資器材等の見直しに併せて、豚コレラ・口蹄疫・角化型疥癬等の追加、患者移送車両の消毒・水害時対応等に関して新しい知見を基に詳細に記述するなど、2019年度に続いて当該マニュアルの改訂を検討し、改訂版を発行する。

(6) 生活弱者宅におけるねずみ・害虫対策について

独居の高齢者、極端な低所得者等の生活弱者宅におけるねずみ及び害虫対策については対応困難な事例が発生することがある。

2018年度に協会員を対象にアンケート調査を実施し、2019年度は行政及び関係諸機関を対象に「公的援助」「行政による支援」制度等に関するアンケート調査を実施した。これらの結果をまとめ、会員に周知し生活弱者宅の生活環境の向上を支援できる体制を整える。

2 ねずみ・害虫などの有害生物の防除及び防疫に関する知識の普及広報事業

都民を対象に有害生物による被害を予防し被害を受けないように、有害生物の生態と防除法等に関する知識の普及広報を図る一方、現実に被害を受け悩まされている者からの相談に応じて適切な助言・指導を行う。

(1) 害虫相談所

① 害虫相談所における相談

協会は、有害生物の被害に悩まされている都民の相談に応じるため害虫相談所を設置し、相談員及び統括責任者が無料にて電話又は現地調査を実施して適切な助言、指導を行う。なお、相談者から施工の依頼があれば必要に応じて有償にて施工する。

また、食品の異物混入等の困難な同定とその結果に係わる報告書の発行依頼があったときにも、対応可能な相談所で取り扱う。

毎年件数が増加している相談に対応するために、害虫相談事業についてITを利用してシステム化することを検討する。

相談所設置数 76所

相談件数 8,300件

② 「環境フェア」「区民まつり」等における相談

多くの住民が集まる環境フェア・区民まつり等に積極的に参加し、来場した住民から害虫防除の相談等を受けて適切な助言・指導をする他、防除知識の普及を図る。

会 場

あきる野環境フェスティバル、西東京市環境フェスティバル、府中環境まつり、調布市環境フェア、羽村市環境フェスティバル、東大和市環境市民の集い、おうめ環境フェスタ、こだいら環境フェスティバル、みなと区民まつり、環境フェスティバル（都環境衛生協会）、むさしの環境フェスタ、中央区健康福祉まつり

12所

③ ねずみの防除指導

武蔵野市からの依頼により住民を対象にねずみの生態及び防除方法等について地域単位で講演会を開催し、必要に応じて現場調査及び簡易な防除施工等を行う。

④ リーフレットの作成及び配布

有害生物の生態及び防除方法等に関する内容が平易に記載されているリーフレット（シラミ、シロアリ、ダニ、ゴキブリ、ネズミ、ハチ、蛾の仲間、アリと甲虫類、カビ、ドバト、蚊、トコジラミ等12種）を印刷して保健所及び区市町村に配布し、害虫相談に訪れた住民の指導用の資料として活用してもらう。併せて区民まつり等の来場者に配布し、害虫相談及び防除知識の普及に活用する。また、ホームページに掲載して広く情報を提供する。

規 模 6,000部

(2) 第12回ベストコントロールフォーラム東京の開催

有害生物に関する学識経験者、行政の担当者等を講師に、行政担当者、施設・学校等の職員、一般都民、会員等が参加するフォーラムを開催する。

有害生物の防除、感染症の流行の仕組み及びその対策等についての知識の普及を図り、良好な生活環境を維持向上させることを目的としている。参加費は無料。なお、害虫相談所相談員の選択研修と感染症予防衛生隊責任者の研修を兼ねる。受講料は1人5,000円。

規 模 200人

(3) 機関誌の発行

有害生物の防除防疫に関する専門的な知識及び技術等に関する話題について掲載し、東京都・区市町村、保健所、国会図書館、都内公立図書館、正会員、賛助会員、業界関係者等に無料配布し防除防疫知識の普及を図る。またホームページにも掲載し広く情報提供する。

規 模 650部、年2回発行

3 ねずみ・害虫などの有害生物の防除及び防疫に関する技術の向上

有害生物の防除及び防疫活動の従事者等を対象に、専門家として必要な最新の知識及び技術を修得するための研修会を開催する。

(1) 第40回防除作業従事者研修会

協会員及び協会未加入の防除防疫作業の従事者、保健所及び区市町村の職員、都民等を対象に開催する。協会は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第29条第4号ロに規定する防除作業従事者研修登録機関として厚生労働省に登録し、かつ講師についても登録している。防除防疫作業に必要なレベルの内容について研修する。なお、害虫相談所相談員の選択研修を兼ねている。受講料は1人6,600円。防除防疫従事者以外の受講者は無料。

規 模 140人

実施時期 6月

(2) 害虫相談所研修会

害虫相談所統括責任者及び相談員を対象に最新の防除防疫知識及び技術の修得と併せて、相談者（都民）からのアンケート結果を基に害虫相談所の適切な運営を図ることを目的として研修会を開催する。受講料は、統括責任者は1人10,000円。相談員は1人5,000円。

実施時期 12月

規 模 統括責任者 80人 相談員 110人

(3) 感染症予防衛生隊の研修

感染症の発生予防及びまん延を防止することを目的として設置されている感染症予防衛生隊が、隊員の安全を確保しつつ効果的に消毒業務を遂行できるように研修を行う。

① 「研修感染症予防衛生隊実施計画」に基づく責任者及び作業を行う者の必修研修

受講料は1人5,000円

- ・防護服の着脱、消毒業務等の実技訓練、感染症についての講義等

5月 24隊

② 東京都が平常時において実施する感染症媒介蚊のサーベイランス事業のうちの蚊の捕集及び捕集した蚊の搬入研修

- ・重点サーベイランス（9公園）

デングウイルス、チクングニアウイルス、ジカウイルス

- ・広域サーベイランス（16公園等）

ウエストナイルウイルス、デングウイルス、チクングニアウイルス

ジカウイルス、マラリア

4 ねずみ・害虫獣などの有害生物の防除及び防疫活動

都、区市町村、東京消防庁等の行政等からの要請により、感染症予防衛生隊が出動し、感染症の発生予防及びまん延防止のための殺虫殺菌消毒薬の散布作業を行う。感染症予防衛生委員会担当の副会長・担当理事を中心に速やかに出動できる体制を整えている。

また、東京都が平常時において実施する感染症媒介蚊のサーベイランス事業のうちの蚊の捕集及び捕集した蚊の搬入業務を受託する。

現在協定、契約を結んでいる行政等は次のとおりである。

(1) 東京都福祉保健局との協定

① 「一類感染症等患者移送車両等の消毒業務に関する協定」

平成 26 年 11 月 5 日に締結。消毒業務に対する協会の協力に関する協定

消毒業務の範囲は患者移送後の搬送車、航空機、移送用陰圧装置（アイソレータ）並びに病原体に汚染された（疑いのある）場所

② 「蚊が媒介する感染症の発生に備えた蚊の駆除業務等に関する協定」

平成 22 年 3 月 26 日に締結。蚊が媒介する感染症患者が発生したとき等に必要となる蚊の生息状況調査及び蚊の駆除等の業務に関する協会の協力に関する協定

(2) 東京消防庁との協定

「救急車等の消毒業務に関する協定」

平成 24 年 12 月 1 日に締結。

感染症の疑いのある傷病者を搬送した救急車等の消毒業務の実施に関する協定。

(3) 特別区との「感染症消毒作業委託契約」（区の事情により年度ごとに契約区数が異なる。）

区からの要請により感染症の患者発生宅等の消毒業務を行う。

(4) 台風、集中豪雨等による洪水、地震等の災害発生時の消毒作業

新宿区、港区、中野区、渋谷区、目黒区と協定・契約

(5) 武蔵野市との協定

「蚊が媒介する感染症の発生に備えた蚊の駆除業務等に関する協定」

平成 27 年 3 月 31 日に締結。蚊が媒介する感染症患者が発生したとき等に必要となる蚊の生息状況調査及び蚊の駆除等の業務に対する協会の協力に関する協定。

(6) 多摩市との協定

「蚊が媒介する感染症の発生に備えた蚊の駆除業務等に関する協定」

平成 29 年 3 月 27 日に締結。蚊が媒介する感染症患者が発生したとき等に必要となる蚊の生息状況調査及び蚊の駆除等の業務に対する協会の協力並びに技術的助言等に関する協定。

(7) 輸入動物の届け出制度に係る東京検疫所に対する協力

東京検疫所の要請により平成17年10月20日に協定を締結。

動物由来の感染症の国内侵入防止のため、旅行者が輸入する動物のうち、輸出国政府機関の衛生証明書のない動物を本人の承諾のもとに早急に殺処分する。

(8) 東京検疫所と日本協会の覚書

検疫法第27条に定める感染症媒介の可能性のあるネズミ・虫類が見つかり、検疫所で対応できない場合に日本協会を通して防除依頼がある。

(9) 東京港保健衛生管理運営協議会及び東京国際空港保健衛生管理運営協議会への参加

東京検疫所長（東京空港検疫所支所長）が会長、保健衛生に関連する行政機関等が委員となり、検疫感染症等の国内侵入並びにまん延を防止することについて協議して公衆衛生の向上を目的とする両協議会に2019年から参加した。

II 収益事業等（その他の事業）

1 ブロック会の開催

協会活動の充実と発展を目的に、協会執行部と会員間の意見交換、連絡、会員間の情報交換の他、防除防疫に必要な最新の薬剤、資器材、感染症等に関する研修等を行う。

規 模 年1回 76人

2 団体賠償責任保険加入事務等

会員が施工する有害生物の防除及び防疫業務に伴うリスクをカバーする保険（請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険）に団体加入する事務続きを行う。

規 模 54社

3 創立60周年記念事業の実施

2028年に協会の創立記念事業を実施するための費用を積み立てる。

III 管理運営事項

1 総会の開催

定款に定める事項、事業計画、事業報告、その他協会の運営に関する重要な事項について会議を開催し議決・承認する。

2020年2月

・2019年度事業報告、収支決算承認、監査報告、役員改選

2020年12月

・2021年度事業計画、収支予算の決定

2 理事会の開催

定款に定める事項、総会の議決した事項の執行に関する事項、総会に付すべき事項、その他会務の執行に関する事項等について会議を開催し議決する。

規 模 年8回開催

3 委員会活動

理事会に、総務委員会、害虫相談委員会、感染症委員会、技術委員会、編集委員会を設置して活動案を作成し、理事会の承認を得て協会の事業を執行する。